

移動に関する便利情報

尾張旭市 地域ケア会議 移動手段部会

《行政サービス》

◆ あさびー号 ◆

尾張旭市を2ルート（西・東）に分けて、主要施設を回ります。
1回100円で乗車できます。

★ 乗降にお手伝いが必要な方は、運転手までお声かけください。



お問い合わせ 尾張旭市役所 都市整備部都市計画課交通施策係 0561-76-8157

◆ 高齢者のタクシー基本料金助成 ◆

高齢者が日常生活においてタクシーを利用する場合、料金のうち基本料金相当額を助成します。
対象者と助成金額：

① 80歳以上のかた

タクシーの基本料金相当額分（500円以内）の利用券24枚を一括交付

② 80歳以上かつ要支援1以上の認定を受けているかたで、市民税非課税世帯に属するかた

タクシーの基本料金相当額分（500円以内）の利用券12枚を追加交付

お問い合わせ 尾張旭市役所 健康福祉部長寿課長寿支援係 0561-76-8143

◆ 高齢者の運転免許自主返納支援 ◆

有効期限内の運転免許証を自主返納された70歳以上のかたを対象に、交通安全グッズ、あさひ苑優待券（1,000円分）、あさびー号の回数券（11枚つづり）のいずれかを無料で交付します。

（対象者1人につき1回限り）運転免許を返納した際に交付される「申請による運転免許の取消通知書」を、自主返納後60日以内に市役所市民活動課へ提出し申請を行ってください。

お問い合わせ 尾張旭市役所 市民生活部市民活動課交通防犯係 0561-76-8128

自主返納に関する電話相談 愛知県警察運転免許課 052-800-1351

《社会福祉協議会のサービス》

◆ 車いす貸し出し ◆

社会福祉協議会では、肢体に障がいがあるかたや体の弱いご高齢のかた、またはそうしたかたの介護をされているかたなどに対して、歩行時の負担を軽減することを目的に車いすの貸出を行っています。

対象者：利用者本人またはご家族が尾張旭市社会福祉協議会の会員である。
(年会費1,000円)

期 間：貸出期間は実際に使用する期間に限り、最大3か月までお貸しできます。
3か月を超えて使用する場合は、再度申請手続きを行ってください。



◆ 車いす専用車の貸し出し ◆

尾張旭市社会福祉協議会会員である車いす使用者または申請者のいずれかで、運転者を確保できるかたに、車いす専用車の貸し出しを行っています。利用料は無料ですが、ガソリンは原則満タン返しです。

◆ ボランティア給食サービス ひとり暮らし高齢者家庭支援 ◆

75歳以上のひとり暮らしの高齢者宅に温かいお弁当を月1回お届けしています。
また、年1回の昼食会を開催し、交流の場を提供しています。

お問い合わせ 尾張旭市社会福祉協議会 0561-54-4540

◆ あさひ生活応援サービス ◆

65歳以上で、日常生活上で何らかの援助を必要とするかたを対象に、生活応援サポーターが援助活動を行います。

1回(60分まで)500円で利用できます。事前予約と聞き取り、生活応援サポーターとの日程調整が必要です。

お問い合わせ 尾張旭市社会福祉協議会 生活支援コーディネーター 0561-55-7071



ご不明な点などがありましたら、地域包括支援センターまでお問い合わせください。



尾張旭市地域包括支援センター

所在地：尾張旭市新居町明才切57
電話番号：0561-55-0654